

(19) 日本国特許庁(JP)

再公表特許(A1)

(11) 国際公開番号

W02010/150541

発行日 平成24年12月6日 (2012.12.6)

(43) 国際公開日 平成22年12月29日 (2010.12.29)

(51) Int.Cl.
A61B 8/00 (2006.01)

F I
A61B 8/00

テーマコード (参考)
4C601

審査請求 有 予備審査請求 未請求 (全 21 頁)

出願番号	特願2011-519602 (P2011-519602)	(71) 出願人	000153498 株式会社日立メディコ 東京都千代田区外神田四丁目14番1号
(21) 国際出願番号	PCT/JP2010/004182	(74) 代理人	110000350 ポレール特許業務法人
(22) 国際出願日	平成22年6月23日 (2010.6.23)	(72) 発明者	柳本 学 日本国東京都港区赤坂五丁目3番1号 株式会社日立製作所 デザイン本部内
(31) 優先権主張番号	特願2009-150455 (P2009-150455)	(72) 発明者	玉野 聡 日本国東京都千代田区外神田四丁目14番1号 株式会社日立メディコ内
(32) 優先日	平成21年6月25日 (2009.6.25)	(72) 発明者	柏木 貴 日本国東京都千代田区外神田四丁目14番1号 株式会社日立メディコ内
(33) 優先権主張国	日本国 (JP)		

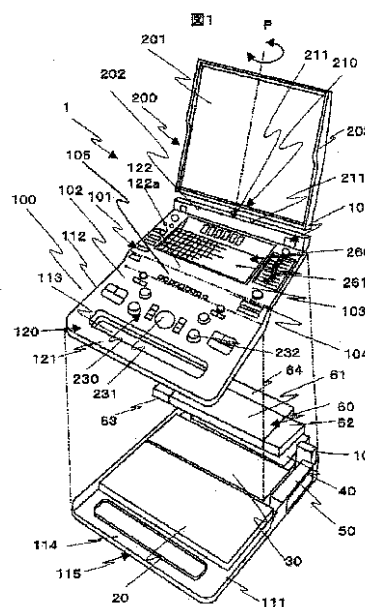
最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 携帯型超音波診断装置

(57) 【要約】

操作性に優れたコンパクトな携帯型超音波診断装置を提供する。上面に操作部配置面を備えた本体筐体と、表示装置を備えた蓋筐体と、前記本体筐体の後部と前記蓋筐体の一端とを連結し、前記操作部配置面と前記表示装置とを隠蔽するように折りたたみ可能とする連結部とを備えた携帯型超音波診断装置において、前記操作部配置面には、トラックボールを備えた第1操作群とキーボードを含む第2操作群とを有し、前記第1操作群は前記第2操作群よりも低い位置に配置されている。

【図1】



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

上面に操作部配置面を備えた本体筐体と、表示装置を備えた蓋筐体と、前記本体筐体の後部と前記蓋筐体の一端とを連結し、前記操作部配置面と前記表示装置とを隠蔽するように折りたたみ可能とする連結部とを備えた携帯型超音波診断装置において、

前記操作部配置面には、トラックボールを備えた第 1 操作群と文字入力可能なキーボードを含む第 2 操作群とを有し、前記第 1 操作群は前記第 2 操作群よりも低い位置に配置されていることを特徴とする携帯型超音波診断装置。

【請求項 2】

上面に操作部配置面を備えた本体筐体と、表示装置を備えた蓋筐体と、前記本体筐体の後部と前記蓋筐体の一端とを連結し、前記操作部配置面と前記表示装置とを隠蔽するように折りたたみ可能とする連結部とを備えた携帯型超音波診断装置において、

前記操作部配置面は前後に段差をつけて形成され、前部の一段低い前部配置面にトラックボールを備えた第 1 操作群を配置し、後部の一段高い後部配置面に文字入力可能なキーボードを含む第 2 操作群を配置したことを特徴とする携帯型超音波診断装置。

10

【請求項 3】

請求項 2 記載の携帯型超音波診断装置において、

前記前部配置面と前記後部配置面との間に形成される段差部にパームレストを備えたことを特徴とする携帯型超音波診断装置。

【請求項 4】

請求項 2 記載の携帯型超音波診断装置において、

前記前部配置面の前部にパームレストを備えたことを特徴とする携帯型超音波診断装置

20

【請求項 5】

請求項 2 記載の携帯型超音波診断装置において、

前記前部配置面の片側に、この前部配置面と段差部を介して隆起し、かつ、前記後部配置面と連続する隆起部を形成し、この隆起部の前記本体筐体内に第 2 探触子コネクタ部を配置したことを特徴とする携帯型超音波診断装置。

【請求項 6】

請求項 2 記載の携帯型超音波診断装置において、

前記前部配置面と前記後部配置面との間に形成される段差部に傾斜面を形成し、この傾斜面に第 1 操作群のスイッチを配置したことを特徴とする携帯型超音波診断装置。

30

【請求項 7】

請求項 1 または 2 に記載の携帯型超音波診断装置において、

前記第 1 操作群の下方の前記本体筐体内に第 1 操作群基板を配置し、前記第 2 操作群の下方の前記本体筐体内に、制御部を含むメイン基板と、このメイン基板の後方に配置されるバッテリー部と、前記メイン基板と前記バッテリー部の片側に配置される探触子コネクタ部と、前記メイン基板と前記バッテリー部の上方に配置される第 2 操作群基板とを配置したことを特徴とする携帯型超音波診断装置。

【請求項 8】

請求項 2 に記載の携帯型超音波診断装置において、

前部配置面と前記後部配置面との間に形成される段差部は、平面の傾斜面であることを特徴とする携帯型超音波診断装置。

40

【請求項 9】

請求項 2 に記載の携帯型超音波診断装置において、

前記前部配置面と前記後部配置面との間に形成される段差部は、カーブの傾斜面であることを特徴とする携帯型超音波診断装置。

【請求項 10】

請求項 2 に記載の携帯型超音波診断装置において、

前記前部配置面と前記後部配置面との間に形成される段差部の高さは、前記第 1 操作群

50

における操作部材の高さよりも高いことを特徴とする携帯型超音波診断装置。

【請求項 1 1】

請求項 1 または 2 に記載の携帯型超音波診断装置において、蓋筐体を回転する旋回機構部を有していることを特徴とする携帯型超音波診断装置。

【請求項 1 2】

請求項 2 に記載の携帯型超音波診断装置において、表示装置を備えた蓋筐体は、前記前部配置面と前記後部配置面との間に形成される段差部に合うように形成されていることを特徴とする携帯型超音波診断装置。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

10

【0001】

本発明は、携帯型の超音波診断装置に係り、特に、操作性に優れたコンパクトな携帯型超音波診断装置に関するものである。

【背景技術】

【0002】

従来の超音波診断装置は、移動可能な台車に各種装置を搭載したワゴンタイプが主流であるが、可搬性に優れた携帯型超音波診断装置が知られている。この携帯型超音波診断装置は、薄型の本体筐体に対して表示装置を備えた蓋筐体を折りたたみ可能とするノートタイプがある。本体筐体の上面には操作部配置が形成され、この操作部配置を、表示装置を内面に備えた蓋筐体で覆うことで、この表示装置と操作部配置面を2つの筐体内に内在させて、可搬性に優れた形態としている。また、薄型の本体筐体の手前には、この本体筐体と一体形成される固定ハンドルを設け、この固定ハンドルを介して、可搬性を一層向上させている。

20

【0003】

一方、操作部配置面には、手前側には、診断時に使用するトラックボールを主体とする第1操作群とその後方に配置される文字入力を可能とするキーボードを主体とする第2操作群が設けられているので、超音波診断の操作に加えて情報処理装置としての操作も可能である。

【先行技術文献】

【特許文献】

30

【0004】

【特許文献1】意匠登録第1283739号の登録公報

【特許文献2】米国登録意匠第550366S号の登録公報

【特許文献3】米国登録意匠第538432S号の登録公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

前記従来の携帯型超音波診断装置は、本体筐体の上面に形成される操作部配置面を平坦なフラット面とし、その手前にトラックボールを主体とする第1操作群を配置し、その後方に配置される文字入力を可能とするキーボードを主体とする第2操作群を配置している。すなわち、操作スイッチ類が1つの操作部配置面にコンパクトにまとめられている。しかし、トラックボールは、マウスのように広い操作面を必要としないので、携帯型超音波診断装置に最適な座標指示装置と言える半面、トラックボールの上端が操作部配置から大きく飛び出すという課題がある。また、携帯型超音波診断装置では、調整スイッチとしてロータリーつまみがしばしば作用される。このため、携帯型超音波診断装置では、操作部配置面から大きく飛び出したトラックボールやロータリーつまみが操作部配置面から大きく突出するため、小型化に大きな支障をきたしている。しかも、これらトラックボールやロータリーつまみは、使用頻度の観点から、操作部配置面の手前側に配置される。このため、その後方に配置するキーボードの操作の際に、これらトラックボールやロータリーつまみが邪魔になるため、操作する操作者に手を浮かして入力するなどの無理な操作姿勢を

40

50

強いていた。

【0006】

また、携帯型超音波診断装置では、探触子をコネクタを本体筐体に取り付ける必要があるが、このコネクタが大きいため、本体筐体の薄型化の障害の1つともなっている。

【0007】

そこで、本発明の目的は、操作性に優れたコンパクトな携帯型超音波診断装置を提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0008】

前記目的を達成するために、本発明では、上面に操作部配置面を備えた本体筐体と、表示装置を備えた蓋筐体と、前記本体筐体の後部と前記蓋筐体の一端とを連結し、前記操作部配置面と前記表示装置とを隠蔽するように折りたたみ可能とする連結部とを備えた携帯型超音波診断装置において、前記操作部配置面には、トラックボールを備えた第1操作群とキーボードを含む第2操作群とを有し、前記第1操作群は前記第2操作群よりも低い位置に配置されるようにする。

【発明の効果】

【0009】

この発明によれば、後部に配置されている第2操作群の操作の際に前部に配置されている第1操作群が邪魔になるのを軽減することができる。

【図面の簡単な説明】

【0010】

【図1】第1実施例に係る携帯型超音波診断装置の部品展開図である。

【図2】第1実施例に係る携帯型超音波診断装置の装置ブロック図である。

【図3】第1実施例に係る携帯型超音波診断装置の内部実装を示す断面図である。

【図4】第1実施例に係る携帯型超音波診断装置の外観斜視図である。

【図5】第1実施例に係る携帯型超音波診断装置の側面図である。

【図6】第1実施例に係る携帯型超音波診断装置の使用説明図である。

【図7】第2実施例に係る携帯型超音波診断装置の部品展開図である。

【図8】第2実施例に係る携帯型超音波診断装置の内部実装を示す断面図である。

【発明を実施するための形態】

【0011】

以下、図1から図8を参照して、この発明に係る携帯型超音波診断装置の実施例を詳細に説明する。ここで、図1から図6が第1実施例に係る携帯型超音波診断装置、図7と図8が第2実施例に係る携帯型超音波診断装置を示している。なお、同様な部位や矢印などは同一符号をもって示し、重複した説明を省略する。

【実施例1】

【0012】

図1から図6は、第1実施例に係る携帯型超音波診断装置を示すものである。ここで、図1が携帯型超音波診断装置の部品展開図である。図2は携帯型超音波診断装置の装置ブロック図である。図3は携帯型超音波診断装置の内部実装を示す断面図である。図4は携帯型超音波診断装置の外観斜視図である。図5は携帯型超音波診断装置の側面図である。図6は携帯型超音波診断装置の使用説明図である。

【0013】

先ず、図1を参照して、この実施例に係る携帯型超音波診断装置の概略構造を説明する。図1において、符号1で総括的に示す携帯型超音波診断装置は、上面に操作部配置面101を備えた薄型の本体筐体100と、薄型の表示装置(モニタ装置)201を備えた蓋筐体200と、本体筐体100の後部と蓋筐体200の一端を連結し、操作部配置面101と表示装置201とを隠蔽するように折りたたみ可能とする連結部10とを備えている。

【0014】

10

20

30

40

50

本体筐体 100 は、樹脂材料で形成される下ケース 111 と、樹脂材料で形成される上ケース 112 とで、内部実装品を包含することで、薄い扁平な形態としている。この実施例では、携帯性を良好にするために、本体筐体 100 の前部を前方に延長して形成し、その延長した部分に開口部 113 を形成することで握り部 114 を構成したハンドル 115 を形成している。もちろん、このハンドル 115 は本体筐体 100 と一体形成することによって限定されるものではなく、本体筐体 100 に折りたたみ可能、あるいは、スライド収納可能とする構造でも良い。また、このハンドル 115 を設けることに限定されるものではない。

【0015】

一方、蓋筐体 200 は、液晶の表示装置 201 を内蔵させた薄い板状の形状としている。この蓋筐体 200 は、本体筐体 100 の上面に形成される操作部配置面 101 を覆う大きさを備えており、その一端を本体筐体 100 の後部の両側に設けられる一対の連結部 10 を介して折りたたみ可能に連結される。

10

【0016】

この構造によれば、蓋筐体 200 を折りたたむことで、操作部配置面 101 と表示装置 201 を 2 つの筐体 (100、200) 内に隠蔽することができるので、携帯性が良好である。また、この折りたたんだ形態では、ハンドル 115 が露出しているため、このハンドル 115 の握り部 114 を確り保持して搬送することができる。一方、蓋筐体 200 を開放した状態では、図 1 に示すように、操作部配置面 101 の後方に表示装置 201 が立ち姿勢で保持されるため、表示装置 201 に表示される情報を確認しながら操作することができる。

20

【0017】

そして、この携帯型超音波診断装置 1 の特徴の 1 つは、第 1 操作群 230 は第 2 操作群 260 よりも低い位置に配置されていることである。その一例としては、操作部配置面 101 を前後に段差をつけて形成し、前部の一段低い前部配置面 102 にトラックボール 231 を備えた第 1 操作群 230 を配置し、後部の一段高い後部配置面 103 に文字入力可能なキーボード 261 を含む第 2 操作群 260 を配置した点にある。

【0018】

具体的には、前部配置面 102 と後部配置面 103 との間に形成される段差部 104 を介して、操作部配置面 101 を前後に分割し、前部の低い前部配置面 102 に上方に突出するトラックボール 231 やロータリスイッチ 232 を備えた第 1 操作群 230 を配置し、後部の一段高い後部配置面 103 にキーボード 261 を備えた第 2 操作群 260 を配置している。

30

【0019】

このように第 1 操作群 230 は第 2 操作群 260 よりも低い位置に配置することで、キーボード等の第 2 操作群の操作を実行する際に、トラックボール 231 等の第 1 操作群 230 の操作部材を誤って触れてしまうことによる誤操作を防止できる。このとき第 1 操作群 230 の操作部材の内、最も高さを有する操作部材 (たとえば、トラックボール 231 等) の高さよりも段差部の高さを高く構成することで、さらに効果的に誤操作を防止できる。

40

【0020】

また、この携帯型超音波診断装置 1 の特徴の他の 1 つは、前記 2 段の操作部配置面 101 を実現するために、第 1 操作群 230 の下方の本体筐体 100 内に第 1 操作群基板 20 を配置し、第 2 操作群 260 の下方の本体筐体 100 内には、制御部 (図 2 参照) を含むメイン基板 30 と、このメイン基板 30 の後方に配置されるバッテリー部 40 と、このバッテリー部 40 とメイン基板 30 の片側に配置される探触子コネクタ部 50 と、メイン基板 30 とバッテリー部 40 の上方に配置される第 2 操作群基板 60 とを備えるようにする。ここで、この実施例では、第 2 操作群基板 60 を、メイン基板 30 の上方に配置されるキーボード基板 61 と、このキーボード基板 61 の両側に配置される第 1 サブ基板 62 と第 2 サブ基板 63 と、バッテリー部 40 の上方に配置される第 3 サブ基板 64 とで構成する。そし

50

て、この実施例では、凹凸の少ないスイッチ類を第1サブ基板62と第2サブ基板63と第3サブ基板64に配置し、これらをキーボード基板61の厚さ調整部材とすることで、後部配置面103を実装効率が良好で、しかも、フラットな配置面としている。

【0021】

また、この実施例では、第2操作群260の下方の本体筐体100内に探触子コネクタ部50を配置することで、探触子の操作性を維持しつつ、操作部配置面101の2段構造に貢献させている。したがって、この探触子コネクタ部を前記の通り配置することによって、携帯型超音波診断装置1の小型化に大きく貢献できる。

【0022】

この実施例では、厚みのある後部配置面103の片側に配置することで、前記課題を解決している。しかも、この側面後方は、搬送性においても、操作性の面からも有効である。即ち、探触子を装着した状態で搬送する場合、ハンドルを持つことから、本体筐体100の背面に探触子コネクタ部50を設けると、この探触子コネクタ部50に取り付けるコード接続部51a(図4参照)が床面やテーブル面に当たりやすい課題がある。また、探触子コネクタ部50が本体筐体100の側面の前よりにあると、探触子コネクタ部50から引き出されるコードが操作者に邪魔になる課題もある。この実施例のように、側面後方に探触子コネクタ部50を設けることで、前記課題を解決できるとともに、前部配置面102が配置される本体筐体100の前部の厚さを薄くすることができる。

10

【0023】

また、この実施例では、バッテリー部40を本体筐体100の後端部に設けている。これにより、バッテリー部40の装着を本体筐体100の背面から行うことができる。しかも、この実施例では、バッテリー部40の両側に一对の連結部10を配置しているので、この連結部10による蓋筐体200の折りたたみ構造に支障をきたすことがない。

20

【0024】

また、この携帯型超音波診断装置1の特徴の他の1つは、操作者の手若しくは手首を置くためのパームレスト120を設けた点にある。具体的には、この実施例では、前部配置面102の第1パームレスト121としてハンドル115を割り当てる。また、後部配置面103の第2パームレスト122として段差部104を割り当てる。特に、第2パームレスト122として、操作スイッチするが配置しづらい段差部104近傍に平滑面122aを形成し、この平滑面122aを第2パームレスト122として利用することができる。前部配置面102と後部配置面103との間に形成される段差部は、ここではカーブの傾斜面としている。このように傾斜面を、凹状にカーブさせることで手首をフィットさせることができ、使い勝手が向上する。ここでは傾斜面を滑らかなカーブの傾斜面としたが、必ずしもこれに限るものではない。

30

【0025】

このように、この実施例では、前部配置面102に配置される第1操作群230の操作を行う場合は、第1パームレスト121として機能するハンドル115に手首を支持して行うことができる。一方、後部配置面103に配置される第2操作群260を操作する場合は、第2パームレスト122として機能する段差部104近傍の平滑面122aに手首を支持して行うことができる。特に、この第2パームレスト122を形成することにより、第1操作群230に手が触れて誤操作が起こるのを軽減することができる。

40

【0026】

また、この携帯型超音波診断装置1の特徴の他の1つは、段差部104に傾斜面105を形成し、この傾斜面105に第1操作群230の一部のスイッチを配置した点にある。即ち、段差部104に傾斜面105を形成すると、この傾斜面105は操作者に向けた傾斜面となる。したがって、この傾斜面105にスイッチ類を設けることで、このスイッチ類の操作性や視認性を向上することができる。ここで、傾斜面105にスイッチ類を設ける際には、平面状の傾斜面とすると使い勝手が向上する。

【0027】

この携帯型超音波診断装置1の特徴の他の1つは、蓋筐体200に回転軸Pを中心とす

50

る旋回機構部 210 を設けた点にある。即ち、携帯型超音波診断装置 1 では、表示装置 201 に表示される情報は操作者のみが確認するのではなく、その内容を患者にも見せるケースが頻繁に起こる。この場合、蓋筐体 200 が旋回可能であれば、対応することができる。そこで、この実施例では、蓋筐体 200 を、連結部 10 で連結される連結筐体 202 と、表示装置 201 を備えた表示筐体 203 と、この連結筐体 202 と表示筐体 203 とを旋回可能に連結する旋回機構部 210 とで構成する。旋回機構部 210 は表示筐体 203 を中心位置で回転可能に連結する旋回軸 211 と、旋回を所定の位置で固定するロックスイッチ 212 で構成する。この実施例ではロックスイッチ 212 を、連結筐体 202 と表示筐体 203 の接触面に図示しないパネなどを介して出沒可能に設けた突起で構成する。これにより、連結筐体 202 と表示筐体 203 の接触面が一致した状態で固定することができる。

10

【0028】

以下、上記特徴を備えた第 1 実施例に係る携帯型超音波診断装置 1 の具体的な構造を更に詳細に説明する。

【0029】

先ず、図 2 を参照して、携帯型超音波診断装置 1 の装置構成を説明する。図 2 は携帯型超音波診断装置 1 の装置ブロック図である。図 2 において、携帯型超音波診断装置 1 は、超音波振動子群を備えた超音波探触子 51 と、この超音波探触子 51 に高圧パルスを供給する超音波送受信装置 52 と、この超音波送受信装置 52 と超音波探触子 51 とを接続するコネクタ部 50 と、エコーをデジタル信号に変換するデジタル・スキャン・コンバータ（以下、DSC という）53 と、画像メモリと共用グラフィックメモリと操作者用グラフィックメモリ等から成るメモリ装置 54 と、モニタ画面を備えた表示装置 201 と、第 1 操作群 230 と第 2 操作群 260 を構成する入力装置 55 と、この携帯型超音波診断装置 1 を統括的に制御する制御部 31 と、必要により接続される心電図計測装置などの補助装置 56 と、前記各装置に電源を供給する電源装置 57（バッテリー部 40 を含む）とから構成される。

20

【0030】

超音波送受信装置 52 は、超音波探触子 51 内の超音波振動子群へ送波のための高圧パルスを供給するとともに、被検者の体内から反射し探触子群で受波されたエコーを増幅、整相、検波し、その出力信号は DSC 53 へ入力する。これら超音波探触子 51 は、所定の長さのコードを備え、このコードの先端に設けられるコード接続部 51a（図 4 参照）を介して、前記超音波探触子 51 に対応して設けられる探触子コネクタ部 50 に接続される。

30

【0031】

前記 DSC 53 は、入力した信号をデジタル信号に変換し、超音波ビームを 1 本ずつ送受信の繰返し毎にメモリへ書き込み、また記憶内容を表示装置 203 の走査に同期して読み出す。メモリ装置 54 を構成する共用グラフィックメモリは、DSC 53 を介して表示装置 203 へ表示される超音波画像へ重畳して表示する付加情報、例えば、超音波画像のスケール、被検者への超音波探触子 51 の当接位置を示すボディマーク、距離計測情報のように被検者に不安感をもたらさない情報を表示するためのグラフィックメモリである。また、メモリ装置 54 の操作用グラフィックメモリは、表示装置 203 の超音波画像へ操作者が診断に必要とする付加情報のみ、例えば病名や被検者の ID 情報のような文字情報や病変部を示す矢印等の記号情報のみを重畳して表示するグラフィックメモリである。

40

【0032】

この超音波診断装置 1 によれば、入力装置 55 を操作して、超音波走査モードや計測付加情報表示を設定し、超音波探触子 51 を被検者の検査部位へ当接して検査を開始する。超音波探触子 51 から被検者の体内へ送波された超音波は、体内の臓器の音響インピーダンスの異なる境界で反射されて探触子で受信される。受信されたエコーは超音波送受信装置 52 で増幅、整相、検波され、超音波走査線 1 本分の信号として DSC 53 へ入力され、D/A 変換されてメモリへ書き込まれる。このメモリへの書き込みは、超音波送受信の

50

方向を変えての繰返し送受信毎に行われる。

【0033】

メモリへ書き込まれた画像データは、表示装置201の表示走査に同期して読み出され、D/A変換され、輝度信号として表示装置201へ供給され、その結果画面に超音波画像が表示される。DSC53からの画像データの読み出しに同期して、制御部31は共通グラフィックメモリと操作者用グラフィックメモリとの双方からもデータ読み出しを行う。この実施の形態では、表示装置201の表示画面を被検者に見せる場合は操作者用グラフィックメモリの内容を非表示とすることができる。この表示画面の切り替えは第2操作群260を介して操作することができる。

【0034】

次に、図1と図3を介して、本体筐体100内に配置される各装置のレイアウトを更に説明する。ここで、図3の(a)図はトラックボールを含む縦断面図であり、(b)図はメイン基板を含む横断面図である。図1及び図3において、下ケース111の内部に図示しない板状の取付シャーシを形成し、この取付シャーシの前部に第1操作群基板20、その後方にメイン基板30、その後方にバッテリー部40を配置し、更に図3(b)図に示すように、メイン基板30の片側に探触子コネクタ部50を配置することで第1階層を構成する。第1操作群基板20は、板状の基板の上にトラックボール231や複数のロータリスイッチ232などが配置されるものである。したがって、この第1操作群基板20を包含する本体筐体100の前部は、その厚さ(高さ寸法)を小さくすることができる。

【0035】

一方、制御部31を含むメイン基板30は、制御部31の放熱装置などで厚みのある制御基板である。また、バッテリー部40はメイン基板30に合わせて高さ寸法が設定され、充電量の不足分は本体筐体100の後方に張り出させることで確保している。

【0036】

また、探触子コネクタ部50は、第1階層の中では、最も厚み(高さ寸法)のある装置である。この実施例では、この最も厚みのある探触子コネクタ部50を厚さのある本体筐体100の後部に設けることで、本体筐体100の前部の厚さ(高さ寸法)を小さくしている。

【0037】

図3(a)図に示すように、メイン基板30とバッテリー部40の上部にはキーボード基板61と第3サブ基板64が前後に並べて配置される。一方、図3(b)に示すように、キーボード基板61の両側には第1サブ基板62と第2サブ基板63を分けて配置している。即ち、本体筐体100の後部は、第1階層の上に第2階層の装置を積層する構造を採用している。

【0038】

前記したように、この実施例では、本体筐体100の前部には薄い第1操作群基板20のみを配置し、本体筐体100の後部には積層構造を採用している。この構造により、段差部104を介して、低い前部配置面102と、高い後部配置面103とで構成される前後2段の操作部配置面101を実現している。

【0039】

また、この実施例では、蓋筐体200において表示装置201が前方に傾斜した姿勢で収納される構造としている。即ち、操作部配置面がフラットな従来例では、蓋筐体を折りたたんだ姿勢では、蓋筐体に配置される表示装置201は操作部配置面と平行な姿勢となるのが一般的である。しかし、この実施例では、操作部配置面101を2段階形状としているので、図3(b)図のように、蓋筐体を折りたたんだ姿勢では、表示装置201を前傾斜となるようにしている。この構造によれば、蓋筐体200を折りたたんだ姿勢では、蓋筐体200も前傾斜となって、携帯型超音波診断装置1の前部が先細りの形状となるので、小型化の印象の強い外観形状とすることができる。表示装置を備えた蓋筐体は、前部配置面と後部配置面との間に形成される段差部に合うように形成されている。

具体的には、当該段差部に併せて表示筐体の外枠部材に段差部を形成させると良い。

10

20

30

40

50

【 0 0 4 0 】

一方、表示装置 2 0 1 を前傾斜とすることで、後部配置面 1 0 3 と表示装置 2 0 1 との間に空間を形成することができるので、この空間を利用して後部配置面 1 0 3 に配置される第 2 操作群 2 6 0 のスイッチ類を突出させることができるので、これらの操作性を向上させることができる。

【 0 0 4 1 】

また、この実施例では、操作部配置面 1 0 1 を 2 段階形状としているので、携帯型超音波診断装置 1 の前部を先細りの形状としても、前部配置面 1 0 2 と表示装置 1 0 1 の間には大きな空間を形成することができる。この大きな空間によれば、大きなトラックボール 2 3 1 や突出量の大きいロータリスイッチ 2 3 2 を配置することができるから、装置の小型化と操作性を向上することができる。

10

【 0 0 4 2 】

次に、図 4 と図 5 を参照して、携帯型超音波診断装置 1 の外観形状を説明する。ここで、図 5 の (a) 図は蓋筐体を開いた状態の右側面図であり、(b) 図は蓋筐体を折りたたんだ状態の左側面図である。

【 0 0 4 3 】

まず、図 4 を参照して、第 1 操作群 2 3 0 と第 2 操作群 2 6 0 の具体的な配置を説明する。

【 0 0 4 4 】

まず、トラックボール 2 3 1 を中心とする第 1 操作群 2 3 0 を説明する。前部配置面 1 0 2 の中央前部には、トラックボール 2 3 1 が配置される。このトラックボール 2 3 1 の両側の最も近い位置には、使用頻度が高い確定キーと取消キーとパルスドブラ切替キーと連続ドブラ切替キーを含む第 1 スイッチ群 2 3 3 を配置している。この第 1 スイッチ群 2 3 3 とトラックボール 2 3 1 の両側には大きなロータリスイッチ 2 3 2 を含む第 2 スイッチ群 2 3 4 が配置される。この第 2 スイッチ群 2 3 4 には、フリーズキーと、B モードキーと、カラーモードキーと、ドブラモードキー、M モードキーと ODM ビームラインキーが配列される。ここで、フリーズキーは動作受付状態で点燈する押しボタンスイッチ機構を採用し、このフリーズキー以外の第 2 スイッチ群 2 3 4 の各キーは、中央が動作受付状態で点燈する押しボタンスイッチ機構で、その周囲のリングがロータリスイッチ機構を採用したロータリスイッチ 2 3 2 としている。

20

30

【 0 0 4 5 】

第 2 スイッチ群 2 3 4 の両側には、第 1 録画ボタンやプリントや画面切替スイッチなどから構成される第 3 スイッチ群 2 3 5 と、第 2 録画ボタンや計測メニューやレポートスイッチなどから構成される第 4 スイッチ群 2 3 6 が配置される。更に、第 1 操作群 2 3 0 の最後列には、フォーカスやフォーカス段数や表示深度の切り替えスイッチからなる第 5 スイッチ群 2 3 7 を配置している。

【 0 0 4 6 】

この実施例では、段差部 1 0 4 に前部配置面 1 0 2 と後部配置面 1 0 3 とを連続させる傾斜面 1 0 5 を形成している。この傾斜面 1 0 5 は、水平面を備えた前部配置面 1 0 2 や後部配置面 1 0 3 より、操作者側に傾いて形成されるので、この傾斜面 1 0 5 に配置される操作キーは視認性や操作性に優れている。この実施例では、この傾斜面 1 0 5 に第 5 スイッチ群 2 3 7 を配置している。

40

【 0 0 4 7 】

次に、キーボード 2 6 1 を主体とした第 2 操作群 2 6 0 を説明する。この第 2 操作群 2 6 0 は、後部配置面 1 0 3 の中央に配置されるキーボード 2 6 1 と、このキーボード 2 6 1 の両側に配置される第 1 後部スイッチ群 2 6 2 と第 2 後部スイッチ群 2 6 3 と、キーボード 2 6 1 の後方に配置される第 3 後部スイッチ群 2 6 4 とを含んで構成される。ここで、キーボード 2 6 1 がキーボード基板 6 1、第 1 後部スイッチ群 2 6 2 が第 1 サブ基板 6 2、第 2 後部スイッチ群 2 6 3 が第 2 サブ基板 6 3、第 3 後部スイッチ群 2 6 4 が第 3 サブ基板 6 4 に対応する。

50

【 0 0 4 8 】

また、キーボード 2 6 1 は J I S 規格の配列を備えた文字入力用のキーボードであり、第 1 後部スイッチ群 2 6 2 には複数の彩度別ゲインスライドスイッチが配置され、第 2 後部スイッチ群 2 6 3 にはファンクションスイッチが配置され、第 3 後部スイッチ群 2 6 4 は表示装置 1 0 2 に表示されるスイッチに対応したスイッチや画面調整スイッチが配置される。

【 0 0 4 9 】

ここで、この実施例では、キーボード 2 6 1 の前部に平滑面 1 2 2 a を形成し、この平滑面 1 2 2 a を傾斜面 1 0 5 に連続することで第 2 パームレスト 1 2 2 を形成している。つまり、この第 2 パームレスト 1 2 2 に手首を支持することで、第 2 操作群 2 6 0 の入力操作を向上することができる。一方、第 1 操作群 2 3 0 は、その前部に形成されるハンドル 1 1 5 を第 1 パームレスト 1 2 1 として活用することができるので、第 1 操作群 2 3 0 の入力操作を向上することができる。

10

【 0 0 5 0 】

図 5 (a) 図において、この実施例では、第 1 操作群 2 3 0 を構成するトラックボール 2 3 1 やロータリスイッチ 2 3 2 は、前部配置面 1 0 2 から上方に突出することとなるが、この突出する部分は、前部配置面 1 0 2 と後部配置面 1 0 3 の段差寸法 H の範囲内に収めることができる。

【 0 0 5 1 】

また、図 4 や図 3 (a) に示すように、第 1 後部スイッチ群 2 6 2 の彩度別ゲインスライドスイッチは、スライドスイッチの突出量を大きくすると操作性が向上する。この実施例では前記突出量を確保するため、彩度別ゲインスライドスイッチを後部配置面 1 0 3 より一段低くするとともに、表示装置 2 0 1 を前方に傾斜させることで確保している。

20

【 0 0 5 2 】

また、図 4 及び図 5 に示すように、この実施例では、後部配置面 1 0 3 の片側となる右側面後方に探触子コネクタ部 5 0 を設けている。この探触子コネクタ部 5 0 にコード接続部 5 1 a を取り付けすることで、超音波探触子 5 1 を接続することができる。コード接続部 5 1 a は棒状の本体を備えており、通常、コードが邪魔にならないように、本体の長手方向の一端側にコードが取り付けられている。この実施例に係る探触子コネクタ部 5 0 の配置は、本体筐体 1 0 0 の側面後方に配置されているので、本体筐体 1 0 0 の前部の空間を利用してコード処理することができる。しかも、既に述べたように、探触子コネクタ部 5 0 の配置は、操作部配置面 1 0 1 の 2 段構造に大きく貢献している。

30

【 0 0 5 3 】

また、この実施例では、本体筐体 1 0 0 の両側面に通風口 1 3 0 を設けている。これにより、本体筐体 1 0 0 の内部に配置される図示しない送風装置を介して。一方の片側から空気を取り込んで、内部装置を冷却した後、他の側面から排気することができる。

【 0 0 5 4 】

次に、図 6 を参照しながら、2 段構造の操作部配置面 1 0 1 の操作性について説明する。ここで、図 6 の (a) 図は第 1 操作群 2 3 0 の操作姿勢を示し、図 6 の (b) 図は第 2 操作群 2 6 0 の操作姿勢を示している。

40

【 0 0 5 5 】

図 6 において、この実施例ではパームレスト 1 2 0 を、ハンドル 1 1 5 を活用した第 1 パームレスト 1 2 1 と、段差部 1 0 4 を活用した第 2 パームレスト 1 2 2 で構成している。(a) 図に示すように、第 1 操作群 2 3 0 を操作する場合は第 1 パームレスト 1 2 1 に手首を支持して第 1 操作群 2 3 0 を操作することができる。特に、携帯型超音波診断装置 1 においては、片手で超音波探触子 5 1 を患者にあてがい、他の片手はトラックボール 2 3 1 を操作し、目線は表示装置を見ることが頻繁に行われる。この実施例では、大きなハンドル 1 1 5 全体を第 1 パームレスト 1 2 1 として活用できるので、ブラインドタッチに適している。

【 0 0 5 6 】

50

一方、(b)図に示すように、第2操作群260を操作する姿勢ではキーボード261の前部に形成される第2パームレスト122に手首を支持して入力操作することができる。特に、第2操作群260は、携帯型超音波診断装置1を情報処理装置として利用するとき使用される。このため、使用者は、両手首をこの第2パームレスト122に支持して、画面を見ながら操作することができる。

【実施例2】

【0057】

次に、図7と図8を参照して、第2の実施例に係る携帯型超音波診断装置1aを説明する。ここで、図8が携帯型超音波診断装置の部品展開図である。図9携帯型超音波診断装置の内部実装を示す断面図である。なお、同様な部位や矢印は同一符号をもって示し、重複した説明を省略する。

10

【0058】

この第2実施例に係る携帯型超音波診断装置1aは、第2探触子コネクタ部50aを設けることで、本体筐体100の一方の側面に2個の探触子コネクタ部(50、50a)を前後に並べて設けた点に特徴がある。

【0059】

即ち、超音波診断では、種類の異なる図示しない超音波探触子51を使うことがある。この場合、探触子コネクタ部50が1個しかないと、コード接続部51aを一々取り換えなければならない。そこで、複数の探触子コネクタ部が欲しいとの要望がある。この実施例は、前記要望を備えたものである。この要望に対して、後部配置面103の両側となる本体筐体100の両側面後部に探触子コネクタ部50を設けることで、第1実施例と同様な作用効果で対応することができる。

20

【0060】

しかし、超音波診断では、ベッドに横になる患者の片側に携帯型超音波診断装置1を置いて診断するため、携帯型超音波診断装置1の両側から超音波探触子51のコードを引き出すと、患者の外側のコードが携帯型超音波診断装置1の操作の邪魔になる課題がある。

【0061】

そこで、この実施例では、本体筐体100の一方の側面に探触子コネクタ部50を前後に並べる配置構成を採用している。しかし、前記第1実施例でも説明したように、探触子コネクタ部50は厚みのある装置のため、この探触子コネクタ部50と第2探触子コネクタ部50aを前後に並べると、第2探触子コネクタ部50aを薄い本体筐体100の前部が厚くなってしまいう課題がある。

30

【0062】

そこで、この第2実施例に係る携帯型超音波診断装置1aでは、後部配置面103の片側を前方に高さを維持したまま伸ばした形状とし、この伸ばした延長部106内に第2探触子コネクタ部50aを配置する。この場合、この延長部106は一方の片側だけでも良いが、この実施例では、意匠性を考慮して両側に延長部106を形成している。更に、延長部106はそのボリューム感を軽減するために、積層構造とすることなく前方に傾斜させている。

【0063】

また、前部配置面102の両側に、一段高い延長部106を形成することに伴って、その間には段差部104に連続する両側段差部104aが形成される。更に、両側段差部104aに伴って、傾斜面105に連続する両側傾斜面50aも形成する。そして、この両側傾斜面にもスイッチ類を配置するようにする。

40

【0064】

この実施例によれば、平滑面122aの第2パームレスト122を利用して、キーボード261の入力作業の作業性を向上できる他、両側段差部104aもまた第2パームレスト122として、あるいは手首を置いて休める領域として活用することができる。

【0065】

また、図7の太い破線に示すように、前部配置面102の後方を大きな円弧123で形

50

成するようにしてもよい。即ち、前部配置面 102 の後方に形成される両側の延長部 106 の後方と段差部 104 の部分とを、トラックボール 231 を中心とする大きな円弧で形成することで、前部配置面 102 の後方の両側に広い平面部 124 を形成して、この広い平面部 124 を、第 2 操作群 260 の操作性を向上するための第 3 パームレスト 124a とすることができる。

【0066】

また、前部配置面 102 の後方を大きな円弧 123 で形成することに伴って、前記傾斜面 105 と前記両側傾斜面 50a とを大きな円弧状傾斜面 50b で形成する。そして、この円弧状傾斜面 50b にスイッチ類を配置すれば、スイッチ類がトラックボール 231 を中心とする円弧状で、しかも、後方が立ち上がった傾斜面（円弧状傾斜面 50b）に配列されるので、視認性や操作性を向上することができる。

10

【0067】

図 8 の (a) 図はトラックボールを含む縦断面図であり、(b) 図はメイン基板を含む横断面図である。図 8 において、この実施例では、前部配置面 102 の両側に両側段差部 104a を設けたとしても、後部配置面 103 との 2 段構造は確保されるので、第 1 実施例と同様な作用効果を得ることができる。しかも、一方の延長部 106 には、探触子コネクタ部 50 と並んで第 2 探触子コネクタ部 50a を配置できる。また、前部配置面 102 は、その周囲を傾斜面 50 と両側段差部 104a で囲まれるので、この傾斜面にスイッチ類を配置することで、操作性を向上することができる。

【0068】

また、図 8 (b) 図の破線に示すように、前部配置面 102 全体を、トラックボール 231 の配置部分を最下部とする凹状の湾曲面 124（傾斜面を含む）で形成しても良い。即ち、前部配置面 101 を、トラックボール 231 の中心位置から外側に行くにしたがって徐々に立ち上がる湾曲面または傾斜面で形成するようにする。これにより、上方への突出量が大きく、利用頻度の高いトラックボール 231 を中心に、他のスイッチ類が遠くに配列されるものほど高い位置に配置されるので、視認性や操作性を向上することができる。

20

【実施例 3】

【0069】

次に、図 9 を参照して、第 3 の実施例に係る携帯型超音波診断装置 1b を説明する。ここで、図 9 は携帯型超音波診断装置の外観図であり、(a) 図が蓋筐体を開いた状態の連結部近傍の部分正面図、(b) 図が蓋筐体を閉じた状態の後方部の部分平面図である。なお、同様な部位や矢印は同一符号をもって示し、重複した説明を省略する。

30

【0070】

図 1 に示す前記実施例においては、蓋筐体 200 を折りたたみ可能に連結するために、連結筐体 202 を本体筐体 100 に対して折りたたみ可能にする水平軸で回転可能に連結し、この連結筐体 202 と表示筐体 203 とを旋回機構部 210 で連結することで、蓋筐体 200 を旋回可能に連結したが、これに限定されるものではない。

【0071】

例えば、図 9 に示すように、連結筐体 202a と本体筐体 100 とを垂直な回転軸 P で回転可能に連結し、この連結筐体 202a と表示筐体 203 とを水平な回転軸 P1 で折りたたみ可能に連結する回転軸 (P、P1) を逆転する構造であってもよい。

40

【0072】

この場合、垂直な回転軸 P で旋回する表示筐体 203 の下端部を、回転軸 P から外側に行くにしたがって弧状または斜面で立ち上がる形状とするようにするとよい。なお、連結筐体 202 の横幅を大きくする場合は、連結筐体 202 の下端部も回転軸 P から外側に行くにしたがって弧状または斜面で立ち上がる形状とするようにするとよい。

【0073】

即ち、この種の携帯型超音波診断装置 1b では、第 2 操作群 260 に配置されるスイッチ類が突出するスイッチをしばしば採用する。このため、連結筐体 202 と本体筐体 10

50

0とを垂直な回転軸Pで旋回可能に連結すると、蓋筐体200が突出するスイッチ類と接触する課題が生じる。このため、この実施例では、旋回する蓋筐体200の下端部を、回転軸Pから外側に行くにしたがって立ちあがる形状とすることで前記課題を解決している。

【0074】

これにともなって、この実施例では、図9(b)図に示すように、本体筐体100の後部形状を蓋筐体200の下端部の形状に合わせた形状にする。これにより、蓋筐体200を閉めた状態でも後部の角部が取れた丸みのあるコンパクトな形状とすることができる。

【0075】

このように、この発明に係る携帯型超音波診断装置では、上面に操作部配置面を備えた薄型の本体筐体と、薄型の表示装置を備えた蓋筐体と、前記本体筐体の後部と前記蓋筐体の一端とを連結し、前記操作部配置面と前記表示装置とを隠蔽するように折りたたみ可能とする連結部とを、前記操作部配置面を前後に段差をつけて形成し、前部の一段低い前部配置面にトラックボールを備えた第1操作群を配置し、後部の一段高い後部配置面に文字入力可能なキーボードを含む第2操作群を配置し、前記第1操作群の下方の前記本体筐体内に第1操作群基板を配置し、前記第2操作群の下方の前記本体筐体内に、制御部を含むメイン基板と、このメイン基板の後方に配置されるバッテリー部と、前記メイン基板と前記バッテリー部の片側に配置される探触子コネクタ部と、前記メイン基板と前記バッテリー部の上方に配置される第2操作群基板とを配置するようにする。

10

【0076】

この場合、前記前部配置面と前記後部配置面との間に形成される段差部に空白部を備えたパームレストを備えるようにするとより良好である。また、前記前部配置面の前部に前記第1操作群のためのパームレストを備えるようにするとよい。

20

【0077】

更に、前部配置面の片側に、この前部配置面と段差部を介して隆起し、かつ、前記後部配置面と連続する隆起部を形成し、この隆起部の前記本体筐体内に第2探触子コネクタ部を配置するようにするとよい。また、前記段差部に傾斜面を形成し、この傾斜面に第1操作群のスイッチを配置するようにしてもよい。

【符号の説明】

【0078】

- 1 携帯型超音波診断装置
- 10 連結部
- 20 第1操作群基板
- 30 メイン基板
- 31 制御部
- 40 バッテリー部
- 50 探触子コネクタ部
- 51 超音波探触子
- 51 a コード接続部
- 52 超音波送受信装置
- 53 DSC
- 54 メモリ装置
- 55 入力装置
- 56 補助装置
- 57 電源装置
- 60 第2操作群基板
- 61 キーボード基板
- 62 第1サブ基板
- 63 第2サブ基板
- 64 第3サブ基板

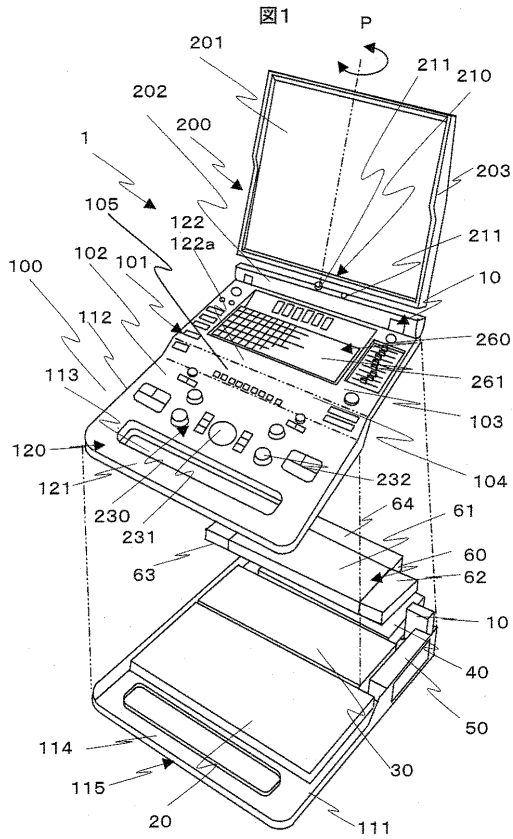
30

40

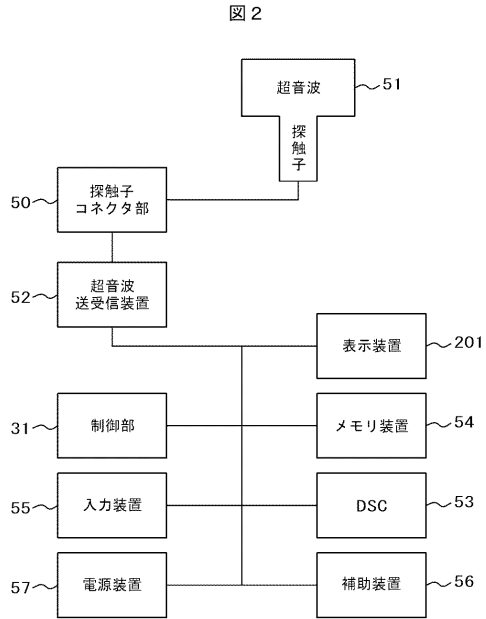
50

1 0 0	本体筐体	
1 0 1	操作部配置面	
1 0 2	前部配置面	
1 0 3	後部配置面	
1 0 4	段差部	
1 0 5	傾斜面	
1 0 6	延長部	
1 1 1	下ケース	
1 1 2	上ケース	
1 1 3	開口部	10
1 1 4	握り部	
1 1 5	ハンドル	
1 2 0	パームレスト	
1 2 1	第1パームレスト	
1 2 2	第2パームレスト	
1 2 2 a	平滑面	
1 2 3	円弧	
1 2 4	湾曲面	
1 2 4 a	第3パームレスト	20
1 3 0	通風口	20
2 0 0	蓋筐体	
2 0 1	表示装置	
2 0 2	連結筐体	
2 0 3	表示筐体	
2 1 0	旋回機構部	
2 1 1	旋回軸	
2 1 2	ロックスイッチ	
2 3 0	第1操作群	
2 3 1	トラックボール	
2 3 2	ロータリスイッチ	30
2 3 3	第1スイッチ群	
2 3 4	第2スイッチ群	
2 3 5	第3スイッチ群	
2 3 6	第4スイッチ群	
2 3 7	第5スイッチ群	
2 6 0	第2操作群	
2 6 1	キーボード	
2 6 2	第1後部スイッチ群	
2 6 3	第2後部スイッチ群	
2 6 4	第3後部スイッチ群。	40

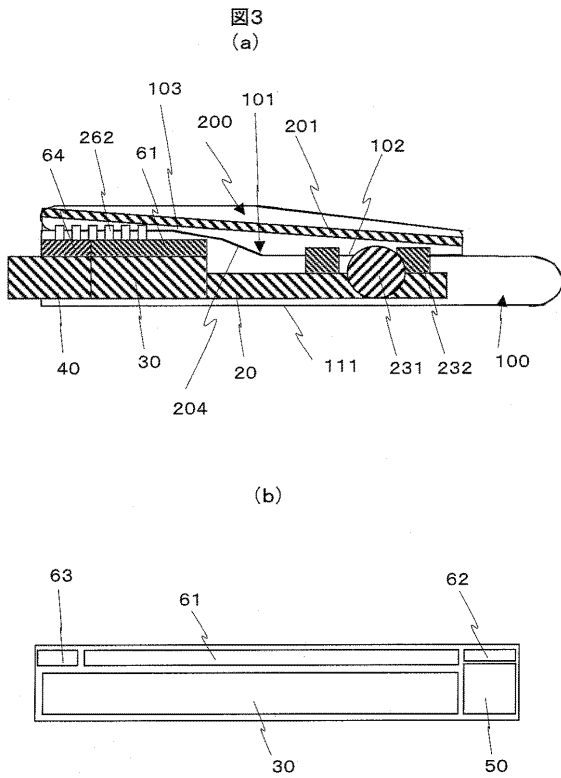
【 図 1 】



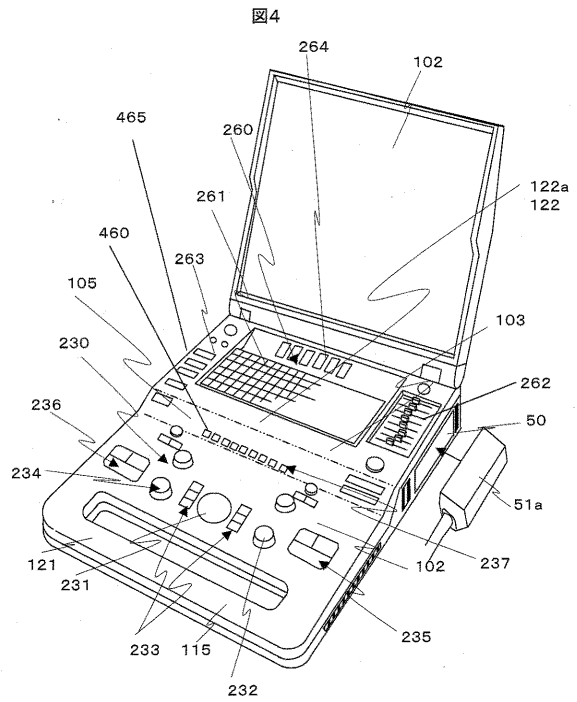
【 図 2 】



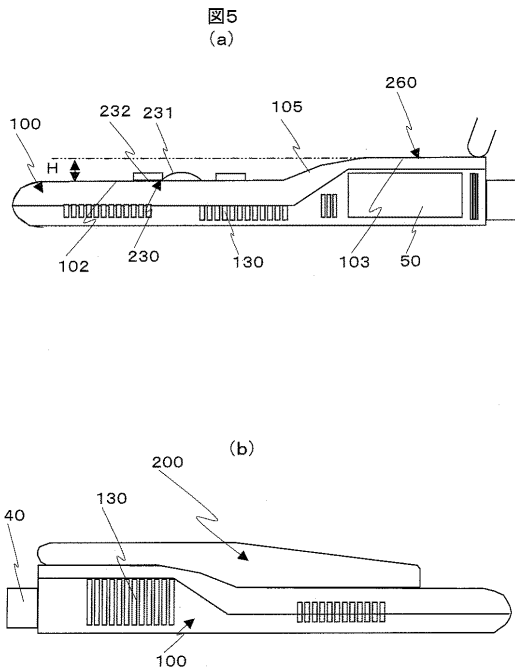
【 図 3 】



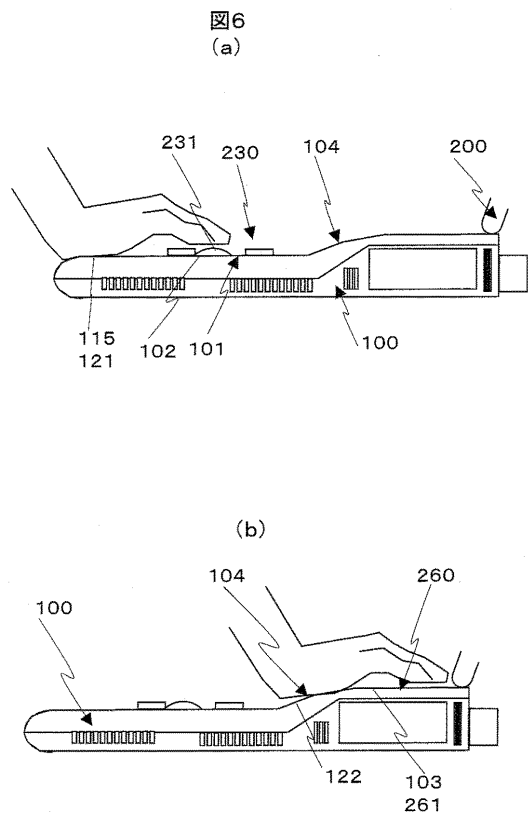
【 図 4 】



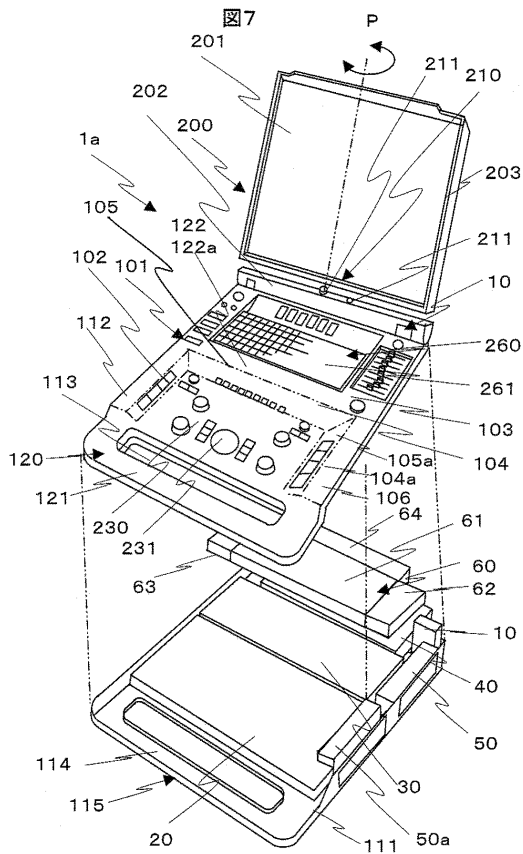
【 図 5 】



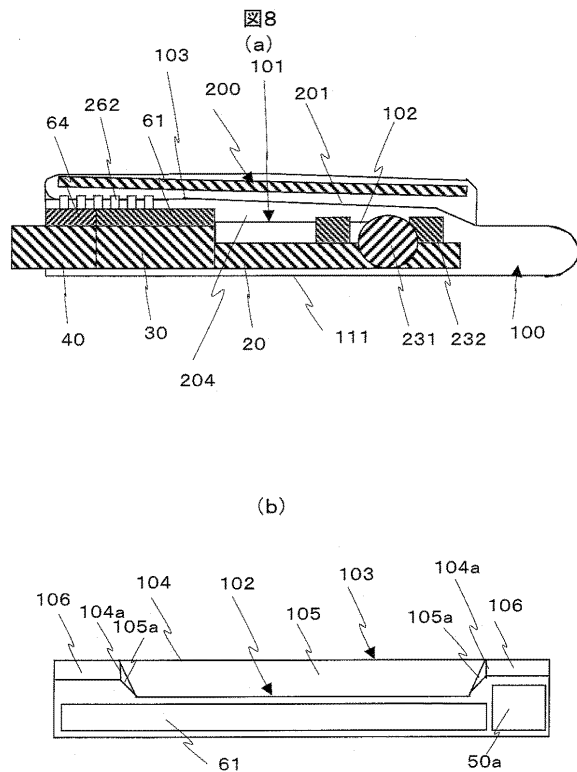
【 図 6 】



【 図 7 】



【 図 8 】



【 国際調査報告 】

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2010/004182

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER A61B8/00(2006.01) i		
According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC		
B. FIELDS SEARCHED		
Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) A61B8/00		
Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched Jitsuyo Shinan Koho 1922-1996 Jitsuyo Shinan Toroku Koho 1996-2010 Kokai Jitsuyo Shinan Koho 1971-2010 Toroku Jitsuyo Shinan Koho 1994-2010		
Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)		
C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X	JP 2008-253591 A (Aloka Co., Ltd.), 23 October 2008 (23.10.2008), paragraphs [0001], [0008], [0013], [0014]; fig. 1 (Family: none)	1-4 5
Y	JP 2008-259853 A (General Electric Co.), 30 October 2008 (30.10.2008), paragraphs [0011], [0012]; fig. 1 & US 2008/0255455 A1	5
<input type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C.		<input type="checkbox"/> See patent family annex.
* Special categories of cited documents: "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance "E" earlier application or patent but published on or after the international filing date "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified) "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed		"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention "X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone "Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art "&" document member of the same patent family
Date of the actual completion of the international search 13 September, 2010 (13.09.10)		Date of mailing of the international search report 28 September, 2010 (28.09.10)
Name and mailing address of the ISA/ Japanese Patent Office		Authorized officer
Facsimile No.		Telephone No.

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2010/004182

Box No. II Observations where certain claims were found unsearchable (Continuation of item 2 of first sheet)

This international search report has not been established in respect of certain claims under Article 17(2)(a) for the following reasons:

1. Claims Nos.:
because they relate to subject matter not required to be searched by this Authority, namely:

2. Claims Nos.:
because they relate to parts of the international application that do not comply with the prescribed requirements to such an extent that no meaningful international search can be carried out, specifically:

3. Claims Nos.:
because they are dependent claims and are not drafted in accordance with the second and third sentences of Rule 6.4(a).

Box No. III Observations where unity of invention is lacking (Continuation of item 3 of first sheet)

This International Searching Authority found multiple inventions in this international application, as follows:

The matter defined in claims 1 - 4 is not a "special technical feature" in the meaning of PCT Rule 13.2, since the matter is described in JP 2008-253591 A. As a result of arranging claims from such a viewpoint as said "special technical feature", claims are considered to be constituted of eight inventions (a) - (h) as indicated below.

(a) claims 1 - 5, (b) claim 6, (c) claim 7, (d) claim 8, (e) claim 9, (f) claim 10, (g) claim 11, (h) claim 12

1. As all required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers all searchable claims.
2. As all searchable claims could be searched without effort justifying additional fees, this Authority did not invite payment of additional fees.
3. As only some of the required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers only those claims for which fees were paid, specifically claims Nos.:

4. No required additional search fees were timely paid by the applicant. Consequently, this international search report is restricted to the invention first mentioned in the claims; it is covered by claims Nos.: 1 - 5

Remark on Protest

- The additional search fees were accompanied by the applicant's protest and, where applicable, the payment of a protest fee.
- The additional search fees were accompanied by the applicant's protest but the applicable protest fee was not paid within the time limit specified in the invitation.
- No protest accompanied the payment of additional search fees.

国際調査報告		国際出願番号 PCT/JP2010/004182									
A. 発明の属する分野の分類 (国際特許分類 (IPC)) Int.Cl. A61B8/00(2006.01)i											
B. 調査を行った分野 調査を行った最小限資料 (国際特許分類 (IPC)) Int.Cl. A61B8/00											
最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの <table border="0"> <tr> <td>日本国実用新案公報</td> <td>1922-1996年</td> </tr> <tr> <td>日本国公開実用新案公報</td> <td>1971-2010年</td> </tr> <tr> <td>日本国実用新案登録公報</td> <td>1996-2010年</td> </tr> <tr> <td>日本国登録実用新案公報</td> <td>1994-2010年</td> </tr> </table>				日本国実用新案公報	1922-1996年	日本国公開実用新案公報	1971-2010年	日本国実用新案登録公報	1996-2010年	日本国登録実用新案公報	1994-2010年
日本国実用新案公報	1922-1996年										
日本国公開実用新案公報	1971-2010年										
日本国実用新案登録公報	1996-2010年										
日本国登録実用新案公報	1994-2010年										
国際調査で使用した電子データベース (データベースの名称、調査に使用した用語)											
C. 関連すると認められる文献											
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号									
X Y	JP 2008-253591 A (アロカ株式会社) 2008. 10. 23 段落1, 8, 13, 14、図1 (ファミリーなし)	1-4 5									
Y	JP 2008-259853 A (ゼネラル・エレクトリック・カンパニー) 2008. 10. 30 段落11, 12、図1 & US 2008/0255455A1	5									
<input type="checkbox"/> C欄の続きにも文献が列挙されている。		<input type="checkbox"/> パテントファミリーに関する別紙を参照。									
* 引用文献のカテゴリー 「A」特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの 「E」国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの 「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献 (理由を付す) 「O」口頭による開示、使用、展示等に言及する文献 「P」国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願		の日の後に公表された文献 「T」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの 「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの 「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの 「&」同一パテントファミリー文献									
国際調査を完了した日 13. 09. 2010		国際調査報告の発送日 28. 09. 2010									
国際調査機関の名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 右▲高▼ 孝幸	2Q 4747								
		電話番号 03-3581-1101 内線 3292									

国際調査報告

国際出願番号 PCT/J P 2 0 1 0 / 0 0 4 1 8 2

第II欄 請求の範囲の一部の調査ができないときの意見 (第1ページの2の続き)

法第8条第3項 (PCT17条(2)(a)) の規定により、この国際調査報告は次の理由により請求の範囲の一部について作成しなかった。

1. 請求項 _____ は、この国際調査機関が調査をすることを要しない対象に係るものである。つまり、
2. 請求項 _____ は、有意義な国際調査をすることができる程度まで所定の要件を満たしていない国際出願の部分に係るものである。つまり、
3. 請求項 _____ は、従属請求の範囲であってPCT規則6.4(a)の第2文及び第3文の規定に従って記載されていない。

第III欄 発明の単一性が欠如しているときの意見 (第1ページの3の続き)

次に述べるようにこの国際出願に二以上の発明があるときの国際調査機関は認めた。

請求項1-4で特定された事項は、JP 2008-253591 Aに記載されているから、PCT規則13.2でいう「特別な技術的特徴」ではない。その「特別な技術的特徴」という観点で請求の範囲を整理すると、次の(a)~(h)の8発明で構成されているといえる。

(a) 請求項1-5, (b) 請求項6, (c) 請求項7, (d) 請求項8, (e) 請求項9, (f) 請求項10, (g) 請求項11, (h) 請求項12

1. 出願人が必要な追加調査手数料をすべて期間内に納付したので、この国際調査報告は、すべての調査可能な請求項について作成した。
2. 追加調査手数料を要求するまでもなく、すべての調査可能な請求項について調査することができたので、追加調査手数料の納付を求めなかった。
3. 出願人が必要な追加調査手数料を一部のみしか期間内に納付しなかったため、この国際調査報告は、手数料の納付のあった次の請求項のみについて作成した。
4. 出願人が必要な追加調査手数料を期間内に納付しなかったため、この国際調査報告は、請求の範囲の最初に記載されている発明に係る次の請求項について作成した。

1-5

追加調査手数料の異議の申立てに関する注意

- 追加調査手数料及び、該当する場合には、異議申立手数料の納付と共に、出願人から異議申立てがあった。
- 追加調査手数料の納付と共に出願人から異議申立てがあったが、異議申立手数料が納付命令書に示した期間内に支払われなかった。
- 追加調査手数料の納付はあったが、異議申立てはなかった。

フロントページの続き

(81)指定国 AP(BW, GH, GM, KE, LR, LS, MW, MZ, NA, SD, SL, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), EA(AM, AZ, BY, KG, KZ, MD, RU, TJ, TM), EP(AL, AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MK, MT, NL, NO, PL, PT, RO, SE, SI, SK, SM, TR), OA(BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, ML, MR, NE, SN, TD, TG), AE, AG, AL, AM, AO, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BH, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CL, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DO, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IS, JP, KE, KG, KM, KN, KP, KR, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LT, LU, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PE, PG, PH, PL, PT, RO, RS, RU, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, ST, SV, SY, TH, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VC, VN, ZA, ZM, ZW

(72)発明者 押木 光博

日本国東京都千代田区外神田四丁目1番1号 株式会社日立メディコ内

(72)発明者 二ノ宮 篤

日本国東京都港区赤坂五丁目3番1号 株式会社日立製作所 デザイン本部内

(72)発明者 横山 仁

日本国東京都港区赤坂五丁目3番1号 株式会社日立製作所 デザイン本部内

(72)発明者 柳瀬 和幸

日本国東京都港区赤坂五丁目3番1号 株式会社日立製作所 デザイン本部内

Fターム(参考) 4C601 EE11 KK41 KK43 KK44 LL26

(注)この公表は、国際事務局(WIPO)により国際公開された公報を基に作成したものである。なおこの公表に係る日本語特許出願(日本語実用新案登録出願)の国際公開の効果は、特許法第184条の10第1項(実用新案法第48条の13第2項)により生ずるものであり、本掲載とは関係ありません。

专利名称(译)	便携式超声诊断仪		
公开(公告)号	JPWO2010150541A1	公开(公告)日	2012-12-06
申请号	JP2011519602	申请日	2010-06-23
[标]申请(专利权)人(译)	株式会社日立医药		
申请(专利权)人(译)	株式会社日立メデイコ		
[标]发明人	柳本学 玉野聡 柏木貴 押木光博 二ノ宮篤 横山仁 柳瀬和幸		
发明人	柳本 学 玉野 聡 柏木 貴 押木 光博 二ノ宮 篤 横山 仁 柳瀬 和幸		
IPC分类号	A61B8/00		
CPC分类号	A61B8/467 A61B8/4427 A61B8/461 G06F1/169		
FI分类号	A61B8/00		
F-TERM分类号	4C601/EE11 4C601/KK41 4C601/KK43 4C601/KK44 4C601/LL26		
优先权	2009150455 2009-06-25 JP		
其他公开文献	JP5318954B2		
外部链接	Espacenet		

摘要(译)

(EN) 提供了一种具有优异的可操作性的紧凑型便携式超声诊断设备。连接具有在上表面上的操作部布置表面的主体壳体，具有显示装置的盖壳体，主体壳体的后部和盖壳体的一端，并且隐藏操作部布置表面和显示装置。在具有可折叠的连接部分的便携式超声诊断设备中，操作部分放置表面具有包括轨迹球的第一操作组和包括键盘的第二操作组。第一操作组布置在比第二操作组低的位置。

